

## <JSIC 端末利用規約>

### 第1条（総則）

本規約は、JSIC 端末利用申込書（以下「本申込書」といいます）の契約者欄に記名、捺印した法人、又は個人（以下「加盟店」といいます）が、株式会社日本決済情報センター（以下「当社」といいます）が提供する端末設備等（第2条第6項にて定義）により JSIC 決済データ接続・中継サービス（第2条第7項にて定義）を利用する場合の当社及び加盟店との間の契約関係（以下「本契約」といい、本契約に基づく加盟店が順守すべき規約を「本規約」といいます）について定めるものです。加盟店は、本規約に従い、端末設備等を使用するものとします。

### 第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次のとおりとします。

#### 1. デビットカード取引

加盟店の顧客が契約する金融機関が発行する預貯金口座に紐づくキャッシュカードを用いて、加盟店の商品販売、又は役務提供等（以下「売買取引」といいます）について、顧客が加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます）を当該キャッシュカードの預貯金口座から預金を即時に引き落とすことにより決済する取引

#### 2. クレジットカード取引

加盟店の顧客が契約するクレジットカード会社が発行するクレジットカードを用いて、顧客の加盟店に対する売買取引債務を顧客の預貯金口座から加盟店の顧客が契約するクレジットカード会社が引き落とすことにより決済する取引

#### 3. 電子マネー取引

加盟店の顧客が契約する電子マネーサービスを提供する事業者が発行する電子マネーを記録・利用するためのカード（以下「電子マネーICカード」といいます）を用いて、顧客の加盟店に対する売買取引債務を顧客の当該電子マネーICカードから引き去りにより決済する取引

#### 4. JSIC データ接続・中継サービス

加盟店と加盟店の顧客間の売買取引債務の決済に関する情報を当社が金融機関、又はクレジットカード会社、電子マネーサービス提供事業者にデータ接続・中継するサービス

#### 5. Web 取引明細サービス

第1項及び第2項により発生した取引明細を Web にて表示するサービス

#### 6. 端末設備等

加盟店と顧客の間において第1項、第2項、第3項の取引を行う際に必要となるカー

ド読取機器等の端末設備一式

## 7. JSIC 決済サービス

デビットカード取引、クレジットカード取引、及び電子マネー取引、並びにその他、当社がオプションサービスとして定めるサービスの総称

### 第3条 (JSIC データ接続・中継サービスの提供)

加盟店は本申込書の「契約者」欄に記名・捺印する事によって、加盟店が当社に JSIC データ接続・中継サービスの提供を申込み、当社は加盟店の申込みを受諾するものとします。

### 第4条 (JSIC データ接続・中継サービス料金)

1. 加盟店は当社から提供される JSIC データ接続・中継サービスについて、本申込書記載の料金を当社に支払うものとします。
2. 当社は市場環境の変化、諸費用の増減等を勘案して、JSIC データ接続・中継サービス料金を改訂することが出来るものとします。なお、消費税法改正による消費税の増減は市場環境の変化には該当しないものとします。

### 第5条 (JSIC データ接続・中継サービス提供の中断)

当社は次の場合には、JSIC データ接続・中継サービスの提供を中断する場合があります。

1. センター設備の保守上、又は工事上やむを得ない場合
2. JSIC データ接続・中継サービスに係る電気通信回線について、電気通信事業者の都合により、通信回線の使用ができない状態の場合
3. 当社が第8条の定めによるセキュリティ対策上、必要と判断した場合

### 第6条 (損害賠償の限度)

1. 当社の責に帰すべき事由による JSIC データ接続・中継サービスに係る当社のセンター設備の不具合により、加盟店が第2条第1項及び第2項並びに第3項に定める取引が行えない(以下「利用不能」といいます)状態に陥り、当社が当該利用不能状態を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続したとき、本規約により加盟店が当社に支払う月当りの定額基本料が別途定められている場合に限り、1料金月の当該基本料の30分の1に利用不能の日数を乗じた額(円未満切捨て)を限度として加盟店に対し、現実に発生した損害の賠償に応じるものとします。但し、当社の責に帰することができない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情により生じた利用不能については、当社は賠償責任を負わないものとします。
2. 利用不能状態が加盟店に設置した端末設備等の不具合により生じた場合には、当社は賠償の責任を負わないものとします。

3. 通信回線に関わる電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して回線が利用不能となった場合、利用不能となった利用者全員に対する損害賠償総額は、当社が関わる電気通信役務に関し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度として、個々の利用者の損害賠償請求に応じるものとしします。但し、当該損害賠償の実行は、当該電気通信事業者からの支払いを待って行われるものとしします。
4. 当社は予見できるか否かに関わらず次に定める損害を含む二次的損害については一切の責を負わないものとしします。
  - (1) 利用不能の事由により加盟店が被った逸失利益
  - (2) 第三者から加盟店に対してなされた損害賠償請求に基づく損害

#### 第7条（免責）

当社は加盟店が当社の提供する JSIC データ接続・中継サービスを利用することにより第三者との間で生じたトラブル等に関しては、一切責任を負わないものとしします。

#### 第8条（セキュリティ対策）

1. 当社は加盟店の次の行為を禁止するものとしします。
  - (1) 端末設備等を本来の使用目的、又は本規約に定める用途以外の目的のために使用すること
  - (2) 端末設備等を分析、分解、改造すること
  - (3) 端末設備等の仕様等の情報を第三者に漏洩、開示、又は使用等させること
2. 当社は一般社団法人日本クレジット協会、日本電子決済推進機構（旧：日本デビットカード推進協議会）、及び当社が業務提携するクレジットカード会社、電子マネー事業者等の指針、端末機取扱い規約等に準じ、加盟店に対して端末機等、及び第3条第1項に定める決済手段に係る不正行為、若しくは不法行為を未然に防止するための対策（以下「セキュリティ対策」といいます）について指導できるものとしします。
3. 加盟店は当社がセキュリティ対策上の必要から随時加盟店の施設内に立ち入り、端末設備等及び関連設備等を検査できるものとしします。

#### 第9条（変更の届出）

加盟店は本申込書に記載した事項に変更が生じた場合は速やかに当社所定の書面を以って当該変更を当社に届け出るものとしします。

#### 第10条（地位譲渡禁止等）

1. 加盟店は本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとしします。
2. 加盟店は売買取引債権及び債権譲渡に係る対価支払請求権を第三者に譲渡、質入れ等することはできないものとしします。

#### 第 11 条（業務委託）

1. 加盟店は、当社が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務の一部又は全部を第三者に委託することはできないものとします。
2. 加盟店は、前項に基づき本規約に基づいて行う業務の一部又は全部を第三者に委託する場合（数次委託を含みます）は、当該第三者をして本規約を遵守させるものとし、当該委託先による本規約の違反は加盟店の違反とみなすものとします。

#### 第 12 条（有効期間）

1. 本契約上の効力の発生は、加盟店により申込まれた本申込書を当社が受諾することを条件とします。
2. 本契約は効力発生より 1 年間有効とし、期間満了の 1 ヶ月前までに加盟店又は当社による書面による通知がなされない限り、更に 1 年間自動更新されるものとし、以後も同様とするものとします。

#### 第 13 条（契約解除）

1. 当社は加盟店が本規約の定めに違反した場合、若しくは次に定める事由に該当する場合、本申込の有効期間中であっても加盟店への何らかの通知、催告を要せず速やかに JSIC データ接続・中継サービスの提供を中止し、本契約を解除することができるものとします。なお、この場合、第 2 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の取引により、顧客、金融機関、クレジットカード会社、電子マネーサービス事業者等に損害が生じた場合は加盟店の負担において、損害を賠償するものとします。
  - (1) 支払い停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社整理開始、若しくは特別清算開始申立て等があり、著しく信用状態が悪化していると判断した場合
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (3) 金融機関より端末設備の取消を受けた場合
  - (4) 加盟店登録抹消の処分を受けたことがある場合
  - (5) その他、全各号に準じると判断した場合
  - (6) その他、本規約に違反し、若しくは当社が不相当と判断した場合
2. 前項に基づき本契約が解除された場合、契約終了日に第 4 条の支払いについて未払いのものがある場合は、JSIC データ接続・中継サービス料金の支払いがなされるまで本契約は当該 JSIC データ接続・中継サービス料金の支払いがなされるまで存続するものとします。

#### 第 14 条（紛争処理）

本規約に関して紛争が生じた場合、加盟店及び当社は誠実に協議してその解決を図るもの

とし、訴訟の必要が生じた場合は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

#### 第 15 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとします。

#### 第 16 条（合意管轄裁判所）

加盟店と加盟店と当社との間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

2020 年 6 月 1 日制定  
2020 年 11 月 15 日改定